

周南市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

周南市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市児童クラブ条例の一部を改正する条例

周南市児童クラブ条例（平成15年周南市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

戸田小校区児童クラブ	周南市大字戸田2533番地の1
------------	-----------------

」

を

「

戸田小校区児童クラブ	周南市大字戸田2527番地の2
------------	-----------------

」

に、

「

湯野小校区児童クラブ	周南市大字湯野3842番地の1
------------	-----------------

」

を

「

湯野小校区児童クラブ	周南市大字湯野3843番地
------------	---------------

」

に、

「

福川南児童クラブ	周南市中畷町6番5号
----------	------------

」

を

「

福川南児童クラブ	周南市中畷町6番1号
----------	------------

」

に、

「

勝間児童クラブ	周南市勝間ヶ丘1丁目1番2号
---------	----------------

」

を

「

勝間児童クラブ	周南市勝間ヶ丘1丁目1番1号
---------	----------------

」

に、

「

鹿野こどもすくすくセンター	周南市大字鹿野上字末永
---------------	-------------

」

を

「

鹿野こどもすくすくセンター	周南市大字鹿野上3064番地の1
---------------	------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市児童クラブ条例新旧対照表

現行		改正案	
(児童クラブの名称及び位置) 第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。		(児童クラブの名称及び位置) 第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
戸田小校区児童クラブ	周南市大字戸田2533番地の1	戸田小校区児童クラブ	周南市大字戸田2527番地の2
(略)		(略)	
湯野小校区児童クラブ	周南市大字湯野3842番地の1	湯野小校区児童クラブ	周南市大字湯野3843番地
(略)		(略)	
福川南児童クラブ	周南市中畷町6番5号	福川南児童クラブ	周南市中畷町6番1号
(略)		(略)	
勝間児童クラブ	周南市勝間ヶ丘1丁目1番2号	勝間児童クラブ	周南市勝間ヶ丘1丁目1番1号
(略)		(略)	
鹿野こどもすくすくセンター	周南市大字鹿野上字末永	鹿野こどもすくすくセンター	周南市大字鹿野上3064番地の1